

設計者・工務店の皆様へ

2025年4月(予定)から 4号特例が変わります

省エネ基準の適合義務化に併せて
木造戸建住宅を建築する場合の建築確認手続きが見直されます



「4号特例」見直し **3**つのポイント

1

「建築確認・検査」
「審査省略制度」の
対象範囲が
変わります

2

確認申請の際に
構造・省エネ関連の
図書の提出が
必要になります

3

2025年
4月に
施行予定です

※「審査省略制度(いわゆる「4号特例」)」とは・・・

建築基準法第6条の4に基づき、建築確認の対象となる木造住宅等の小規模建築物(建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物)において、建築士が設計を行う場合には、構造関係規定等の審査が省略される制度です

詳細は裏面をご覧ください

木造建築物を建築する場合の 建築確認手続きが見直されます

2022(令和4)年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』(令和4年法律第69号)により、原則として、住宅を含む全ての建築物について、**省エネ基準への適合が義務付け**られます。

同法では、**建築確認・検査対象の見直し**や**審査省略制度(いわゆる「4号特例」)**の**縮小**が措置され、建築主・設計者の皆さまが行う建築確認の申請手続き等も変更されます

1 「建築確認・検査」「審査省略制度」の 対象範囲が変わります

改正前	改正後
4号建築物 建築基準法第6条第1項 第4号に該当する建築物  木造 2階建て 木造 平屋建て 等 ・都市計画区域等内に建築する 際には建築確認・検査が必要 ・審査省略制度の対象	新2号建築物 改正法第6条第1項 第2号に該当する建築物  木造 2階建て 木造平屋建て (延べ面積 200㎡超) ・全ての地域で建築確認・ 検査(大規模な修繕・ 模様替を含む)が必要 ・審査省略制度の 対象外
	新3号建築物 改正法第6条第1項 第3号に該当する建築物  木造平屋建て (延べ面積200㎡以下) ・都市計画区域等内に建築 する際に、建築確認・検査 が必要 ・審査省略制度の 対象

2 確認申請の際に構造・省エネ関連の 図書の提出が必要になります

改正前	改正後
4号建築物  確認申請書・図書 (一部図書省略)	新2号建築物  +  +  確認申請書・図書 構造関係規定等の図書 (新たに提出が必要) 省エネ関連の図書 (新たに提出が必要)
	新3号建築物  確認申請書・図書(現行と同様に一部図書省略を継続)

●今後、建築基準法施行規則において、申請に必要な図書の種類と明示すべき事項を規定する予定です。

3 2025(令和7)年4月に施行予定です

●「省エネ基準への適合義務化」及び「建築確認・検査や審査省略制度の対象範囲の見直し」に係る改正は、**2025(令和7)年4月に施行予定**です。

●今般の法改正に関する法令(政令、省令、告示)に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報、説明資料・動画など、改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。

